

# Weekly Report

第394号  
平成29年1月30日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 上場株式等に係る確定申告の注意点等

### ◆損益通算や繰越控除等を適用する場合は

昨年から、一定の公社債や公社債投資信託の課税方式が申告分離課税（20%）に統一され、上場株式等との損益通算や譲渡損失の繰越控除、特定口座への受け入れなどが可能になりました。一方で、非上場株式等に係る譲渡所得は、上場株式等とは別の分離課税制度になり、原則として損益通算ができなくなっています。

上場株式等を特定口座（源泉徴収あり）で保有している場合、譲渡益や受け入れた配当等については原則、確定申告をする必要はありませんが、譲渡損失の繰越控除や複数の口座間で損益通算する場合には、確定申告が必要となります。

なお、NISA口座の場合は、譲渡益や配当等が非課税となりますが、損失についてはないとされるため、繰越控除や損益通算は適用できません。

### ◆確定申告をした場合「合計所得金額」に影響

特定口座（源泉徴収あり）で確定申告をしない場合は、口座内の譲渡益がいくらであっても、

配偶者控除などを判定する際の「合計所得金額」には含まれません。

ただし、譲渡損失の繰越控除の適用などで確定申告をした場合は、譲渡益等が「合計所得金額」に含まれることとなります。

なお、譲渡益から繰り越している損失を控除するため確定申告した場合、合計所得金額には繰越控除後の金額ではなく、控除前の金額が加算されますので、注意が必要です。

★法定調書・給与支払報告書・固定資産税の償却資産に関する申告書の提出期限は1月31日（火）。

## 外国人労働者数は過去最高の108万人に

事業主は、外国人労働者の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間など確認し、ハローワークに外国人雇用状況の届出を行うことが義務付けられています（アルバイトの場合も対象）。

厚労省が公表した外国人雇用についての届出状況（28年10月末現在）によると、外国人労働者数は約108万4千人（前年比19.4%増）となり、4年連続で過去最高を更新しました。

また、外国人を雇用している事業所数は約17万3千事業所（同13.5%増）で、規模別では「30人未満」の事業所が全体の56.7%を占めています。

なお、届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合は、罰金の対象となるので注意しましょう。

## ★★★2月のチェックポイント★★★

※贈与税の申告・納付は2月1日～3月15日。

※所得税の確定申告・納付は2月16日～3月15日。なお還付申告は2月16日以前でも受け付けてもらえます。

※2月は「サイバーセキュリティ月間」です。5月30日には、改正個人情報保護法が施行され、中小企業も同法の適用対象となりますので、情報管理体制の強化や従業員教育が重要です。

※インフルエンザの流行が全国的に拡大しているので、手洗いやマスク着用などを徹底します。